

雪おろし安全対策支援事業

命綱固定アンカー、転落防止柵の設置工事を支援します

糸魚川市では、屋根の雪おろし時の事故を未然に防ぐため、転落防止用の安全対策設備の設置に要する経費の一部を補助します。

労働安全衛生法が一部改正されたことで、屋根の雪おろし等の高所作業において、転落を防止する安全帯を取り付けるための設備の設置が必要になっています。

除雪業者に雪おろしを依頼される場合、この設備が設置されていないと原則作業ができなくなります。この機会に当補助制度をご利用いただき、事故防止に努めましょう。

補助対象となる工事

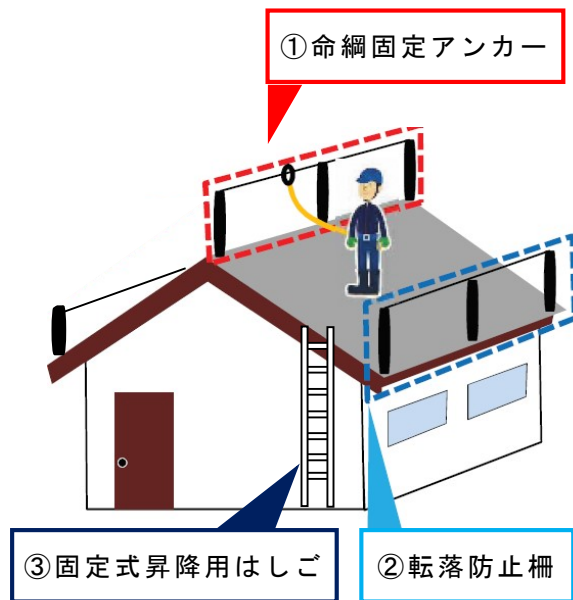
業者に委託する次の工事が対象となります
(自分で施工の場合は対象外です)

- ① 命綱固定アンカー設置
- ② 転落防止柵設置
- ③ 固定式昇降用はしご設置

※③は、①か②のいずれかと併せて行う場合に限り対象となります。

申請対象者

- ・市内に住民登録を行っている方、または行う予定の方で、その住所地にある自らが居住する既存の住宅、倉庫等を施工する者
- ・世帯主及び世帯員に市税等の滞納がない者



補助率

対象工事費の2分の1以内
(千円未満切捨て)

補助上限額

- ・一般世帯 5万円
- ・要援護世帯 10万円

※要援護世帯の要件は別表参照

申請受付期間

令和4年

令和4年

4月1日(金) ~ 11月30日(水)

※予算額に達し次第、締め切ります

補助金交付までの手続きの流れ

補助金交付申請書
などの提出

交付決定
通知送付

工事

補助金実績報告書
などの提出

補助金
振込

【注意】工事着手前に申請する必要があります。

補助の条件

- ・市内に本社もしくは営業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業主が施工すること
- ・市内に住民登録を行う予定とした場合、実績報告を行う日までに住民登録をすること
- ・令和4年12月末までに工事を完了し、完了後1か月以内に実績報告書を提出すること

補助対象外

- ・補助対象者が自分で安全対策設備を設置するための材料の購入費用
- ・命綱、安全帯、ハーネス、ヘルメット等の用具の購入費用
- ・これから新たに建築する住宅、倉庫等への設備設置費用
- ・克雪住宅（人力による雪おろしの必要がない住宅）への設備設置費用
 - 例 ・耐雪型住宅（構造を強くして積雪に耐えられるようにしたもの）
 - ・落雪型住宅（屋根雪を人力によらず落下させる屋根構造を有するもの）
 - ・融雪型住宅（熱エネルギーの利用により屋根雪を融かす施設を有するもの）

【安全対策設備（転落防止設備）施工事例】



(画像出典 新潟県屋根雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック)

※命綱固定アンカー等について、詳しくは新潟県ホームページ掲載の「屋根雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック」をご参照ください。

別表 要援護世帯

区分	要件
1 高齢者世帯	次のいずれかに該当する世帯 (1) 満65歳以上の者のみで構成されている世帯 (2) 満65歳以上の高齢者及び満18歳以下の児童(18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を対象)のみで構成されている世帯
2 障害者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則(昭和24年法律第283号。)に定める障害の級別が1級から6級までの障害者である世帯
3 精神障害者世帯	世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)に定める障害等級の1級から3級までに該当する者若しくは知的障害者と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳又は知的障害者判定機関の判定書を持っている者である世帯
4 ひとり親世帯	世帯主が、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定める配偶者のない者であって、現に児童を扶養している者又は父母のいない児童を養育する者で、かつ、世帯主以外の構成員が満18歳以下の児童(18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を対象)である世帯
5 その他世帯	1～4の区分に相当するものとして市長が認める世帯

担当窓口 糸魚川市役所 建設課 施設維持係

TEL 025-552-1511 FAX 025-552-8477

E-Mail kensetsu@city.itoigawa.lg.jp